

最上地区小中学校事務職員研究協議会会則

第1条 本会は最上地区小中学校事務職員研究協議会と称し、山形県公立小中学校事務職員協議会最上支部を兼ねる。

第2条 本会の事務局は、会長の指定するところにおく。

第3条 本会は学校事務の研究に努め、会員の資質の向上を図り、教育の振興に寄与することを目的とする。

2 本目的を達成するため、当面の間教育研究会学校事務部会と共催して事業を行う。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校事務の研究及び調査に関すること。
- (2) 研究大会、研修会の開催及び参加等に関すること。
- (3) その他本会の目的達成のために必要なこと。

第5条 本会は最上地区の小中学校に勤務する事務職員をもって構成する。

第6条 本会に次の機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 研究部会
- (4) 事務局会

第7条 総会は年1回会長が招集し次の事項を行う。但し、必要に応じて臨時に開催することができるものとする。注) 通常は年度当初の第1回研修会時に兼ねて開催するものとする。

- (1) 会則の改廃に関すること。
- (2) 役員に関すること。
- (3) 事業の運営に関すること。
- (4) 予算および決算に関すること。
- (5) その他本会の運営に関すること。

第8条 役員会は会長、副会長、研究部長、市町村代表者、事務局員をもって構成し、必要に応じて会長が召集して重要事項の審議決定を行う。

第9条 本会事業の目的達成のため、研究部会をおく。

2 研究部の組織及び運営は別に定める。

第10条 事務局会は会長・副会長・事務局員で構成し、会務運営の企画立案にあたる。

第11条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 研究部長各1名
- (4) 市町村代表者1名
- (5) 監事若干名
- (6) 事務局員若干名(内事務局長1名)

注 上記役員は教育研究会学校事務部会の役職を兼ねるものとする。

第12条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 各研究部長は研究部活動の推進と部の運営にあたる。
- (4) 市町村代表者は、各市町村事務職員組織の運営及び本会との連絡調整にあたる。
- (5) 監事は本会の会計を監査する。
- (6) 事務局員は会長の指示を受け、会務を処理する。

第13条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は事務局会において選出し、総会で承認する。
- (2) 市町村代表者は教育研究会学校事務部会の評議員1名がこれにあたる。
- (3) 研究部長、事務局長および事務局員は会長が委嘱する。

第14条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 欠員により補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第15条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。

- 2 本会の経費は、当面の間教育研究会学校事務部会経費と合わせて執行する。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則 本会則は平成20年4月1日から施行する。

慶 弔 規 程

1. 結婚(本人)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ お祝い
2. 入院(本人)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ お見舞い
3. 死亡(本人)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 香典 弔電 供花
- (子)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 弔電 供花
- (実父母・養父母・同居義父母)・・・・・・・・・・・・・・ 弔電 供花
4. この規程によりがたい場合は、協議の上決定する。
5. 慶弔規程に係る経費は、その都度会員より徴収する。
本規程については、施行日から2年毎に見直しを図るものとする。

附則 本規程は平成20年4月1日から施行する

附則 本規程は平成27年4月1日から施行する。